

## デジならキャンペーン SaaS サービス事業者参加条件

### 1、参画金融機関からの推薦

本キャンペーン参画金融機関から本キャンペーン対象 SaaS サービスとして推薦を受けること。

### 2、キャンペーン商品としての提供

推薦を受けた金融機関以外を經由して県内小規模事業者等から SaaS サービス提供の依頼を受けた場合も本キャンペーンに登録されている商品を同条件で県内小規模事業者等へ SaaS サービスを提供すること。

### 3、誓約書への同意

奈良県小規模事業者等デジタル化支援協議会事務局が指定する誓約書に同意し、誓約書記載内容について遵守すること

### 4、状況報告及び調査

事務局が参画 SaaS サービス事業者に対し、必要に応じて報告を求める場合や、立入等の調査を行う場合には必ず協力をすること。

### 5、割引支援金の取り消し

(ア)事務局は、SaaS サービス事業者がこの要領の規定に違反した場合や、不正な申請を行った場合は、参画事業者としての指定を取り消すとともに、事業者名を公表し、割引費用支払を取り消すことができる。

(イ)前項の規定は、割引料を支払った後においても適用する。

### 6、割引支援金の返還

(ア)事務局は、割引費用の取り消した場合において、対象事業の当該取り消しに係る部分に関し、その返還を命じる。

(イ)前項の命令を受けた SaaS サービス事業者は、事務局が指定する期日までに、ただちに給付金を返還しなければならない。

本事業は県及び国の交付金を受けておこなう事業のため、会計検査の対象となります。必要に応じて、各参画施設様への立ち入り検査を行います。当該事業に関する必要書類については、5年間保管してください。

※必要書類：キャンペーンに関する帳簿および申請、報告等に使用する書類一式を整備し、割引原資の振込を受けた年度の翌年度から5年間の保管が必要です。